

富山労働局発表
令和4年7月4日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 山越立
賃金室長補佐 三鍋真理
(電話) 076-432-2735

富山県最低賃金の改定審議始まる

～富山労働局長が「富山地方最低賃金審議会」に諮問～

- 富山地方最低賃金審議会（会長 ながお はるあき 長尾 治明 富山国際大学名誉教授）は、本日、富山労働局において、令和4年度第1回富山地方最低賃金審議会（本審）を開催し、富山県最低賃金の改定に向けた今年度の審議を開始しました。
- 同会議で、富山労働局長（吉岡 よしおか かつとし 勝利）は、同審議会に対し、富山県最低賃金の改定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した調査審議を求めました。（別添諮問文写し参照）
同審議会は、今後専門部会を設置し、中央最低賃金審議会が取りまとめる「目安」を参考として改定額を審議することとしており、8月上旬を目途に答申を取りまとめる予定です。
なお、8月上旬に答申があった場合、改定最低賃金は、諸手続を経て、10月上旬に発効することとなります。
- 現在の富山県最低賃金は時間額877円（令和3年10月1日発効）で、富山県内の事業場で働く全ての労働者（約45万人）が適用を受けています。

（参考）富山県最低賃金の推移

年 度	時 間 額	引上げ額	引上げ率	発 効 日
平成29年度	795円	25円	3.25%	平成29年10月1日
平成30年度	821円	26円	3.27%	平成30年10月1日
令和元年度	848円	27円	3.29%	令和元年10月1日
令和2年度	849円	1円	0.12%	令和2年10月1日
令和3年度	877円	28円	3.30%	令和3年10月1日